

重要事項説明書

1 運営主体

名称	社会福祉法人おひさま会 南流山保育園ひびき
所在地	〒270-0163 流山市南流山 6-13-4
電話番号	04-7199-7815
理事長	奈良泰敬
施設長	藤本喜代美

2 施設概要

施設の種類	保育所
施設の名称	社会福祉法人おひさま会 南流山保育園ひびき
施設の所在地	〒270-0163 流山市南流山 6-13-4
電話番号	04-7199-7815
施設長	藤本喜代美
受入年齢	生後 57 日目以降～小学校就学前
利用定員	0 歳児 6 人・1 歳児 22 人・2 歳児 23 人 3 歳児 23 人・4 歳児 23 人・5 歳児 23 人
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日

※国・自治体の要請に応じて職員配置・面積基準を満たす範囲内で利用定員以上に子どもを預かる場合があります。

3 施設の目的及び運営の方針

南流山保育園ひびき（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるように努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

園舎の構造・規模	鉄骨 2 階建て
床延面積	593.53 m ²
敷地面積	740.63 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積
保育室	6 室	0 歳児：33.76 m ² 、1 歳児：88.44 m ² 、2 歳児 54.60 m ² 、 3 歳児：54.84 m ² 、4 歳児：56.02 m ² 、5 歳児 55.04 m ²
事務室・医務室	1 室	17.35 m ²
給食室	1 室	30.42 m ²

5 職員

(1) 職員数は園児数、年齢構成等により異なりますが、園及び市区町村の配置基準に則り配置します。

職種	主な職務内容
園長	園務の統括
保育士	保育業務
調理士・栄養士	給食調理
看護師	保健業務、体調不良対応

(2) 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を配置します。

(3) 勤務はシフト制によります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

開所日：月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園

7 保育の提供を行う時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
----------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	夕：午後6時01分から午後8時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日	午前8時00分から午後4時00分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時59分まで 夕：午後4時01分から午後8時00分まで

(4) (2) (3)の児童とも、実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

8 提供する保育等の内容

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 給食の提供

献立に基づき給食を提供します。ただし重篤のアレルギーを持つ子どもの場合には、状況によっては個別に保護者と相談して決定します。除去対応を必要とする場合には「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。

(3) 体調不良児の対応

保育中に体調不良になった時、保護者に連絡の上お迎えまでの時間、看護師による看護スペースでの保育を行います。乳幼児のうちは体調が急変しやすいです。なるべく1時間以内にお迎えに来られるように職場とのご調整をお願いします。

1) 集団感染及び子どもの安全を考慮し、以下について当園の保健方針を明記いたします。

① 感染症について

- ・感染症が発生した場合、園の掲示板、コドモンでお知らせします。兄弟姉妹児が感染症にかかり保護者が看病される場合は、園児もすでに感染していることが考えられる為、一緒にお休みすることをご検討ください。
- ・保護者が感染症にかかっている場合は職員に声を掛け、玄関での送迎をお願いします。
- ・園内でインフルエンザや新型コロナウイルス感染症が流行してる際に発熱・咳症状等がある場合は受診をお願いします。
- ・感染予防のため、嘔吐・下痢があった場合は二次感染を防ぐために汚物が付着したままの返却とさせていただきます。

② お休みの基準

発熱	37.5℃以上の熱（元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく、全身状態が不良の場合） 24時間以内に解熱剤の使用 24時間以内に38℃以上の熱がある
下痢	24時間以内に2回以上の下痢がある
嘔吐	24時間以内に2回以上の嘔吐がある
咳	咳のために夜間しばしば起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある
発疹	発疹が時間と共に増えた時、食物摂取後に出現した時は受診し、感染の可能性がない事を確認後登園してください
目の充血 目ヤニ	登園前に受診し、感染の可能性がない事を確認後、登園してください。
予防接種	副作用の出現や運動制限のため、予防接種はお迎え後かお休みして接種をしてください。

③ お迎えの基準

- ◎体温が37.5℃以上
- ◎熱が無くて…咳き込みがある、食欲がなく水分が摂取できない、嘔吐や下痢が複数回ある
- ◎ぐったりしている もしくは強い痛み（耳、頭、歯）を訴え機嫌が悪い

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
 - I (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる延長保育に関する費用をご負担いただきます。
お支払方法は、別途お知らせします。
 - II その他、当園の利用において通常必要とされるもので、保護者のご負担が適当と認められるものについて別表に掲げる費用をご負担いただきます。

10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 利用の開始 市区町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたとき
- (2) 利用の終了 利用する子どもが小学校に就学するとき、
 利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき
 その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたとき

11 嘱託医

(1) 内科

医療機関の名称	徳重小児科医院
医師名	徳重 愛二郎
所在地	南流山 4-1-15 南流山ビル 5F
電話番号	04-7158-8660

(2) 歯科

医療機関の名称	テックナカムラ歯科
医師名	中村 亘
所在地	南流山 3-10-14
電話番号	04-7158-8611

12 非常災害対策

非常時の対応	<p>別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。</p> <p>◎保育中に警戒宣言が発令された場合、できるだけ早くお子様をお迎えに来てください。全園児の引渡しが完了するまでは園がお預かりします。</p> <p>◎警戒宣言発令（保育課）と同時に通信機能が混乱する可能性があるため、園からの電話連絡は基本的には行いません。</p> <p>◎警戒宣言（保育課）が発令されると解除されるまで保育園は臨時休園となります。</p> <p>◎夜間や休日等に発令された場合でも解除されるまでは登園しないでください。</p>
避難・備蓄用品	避難用リュック・ミネラルウォーター・備蓄食糧等
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤル及び/又はコードモンを用います。
避難場所	<p>第一次避難場所：南流山 5 号公園</p> <p>第二次避難場所：南流山小学校</p> <p>（但し、災害の状況に応じて避難場所が変わる可能性があります）</p>
災害や避難状況 周知方法	<p>1 コドモンからのお知らせ</p> <p>2 災害伝言ダイヤル（171）</p> <p>3 保育園を離れる場合には保育園の入り口に避難している場所を掲示</p>

13 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに子どもの保護者に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させ、必要に応じて関係諸機関へ連絡します。また保護者への連絡がつかない場合にも、子どもの安全確保を第一として医療機関その他への搬送を行うことができるものとします。当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとします。

14 虐待等の防止のための措置

利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、適宜研修等を実施します。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園は保護者等からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、解決・改善に努めます。

苦情解決責任者	園長
苦情受付担当者	主任保育士、副主任保育士
第三者委員	加藤多津子 TEL047-351-5687 後藤勤也 TEL047-7103-3765

16 利用児童に関しての保険

保育中に発生した事故に対して対人1事故10億円・1人1千万円、対物1千万円の賠償責任保険に加入

17 ルールの遵守・その他

- (1) 子どもが安全で、滞りなく日々の保育を受けることができるよう、保護者は園が集団生活の場であることを理解し運営規定、園のしおりほか園のルールを遵守するものとします。
- (2) 与薬、エピペン使用については、医師の指示書等がある場合のみ対応します。またこの指示書等に従って行った行為によって生じた結果については、園・法人ではその責任を負わないものとします。
- (3) 園生活での通常の使用を通じて、子どもが身につける洋服・靴等、あるいは生活に必要な医療器具等（めがねや補聴器、装具など）に破損が生じても園・法人では責任を負わないものとします。

<重要事項説明書:別表>

1、延長保育料

延長保育	<月極延長料金> 18:01~19:00 1500 円/月 19:01~19:15 2550 円/月 19:16~19:30 5100 円/月 19:31~19:45 7650 円/月 19:46~20:00 10200 円/月	標準時間認定は 18:01~20:00, 短時間認定は 7:00~7:59, 16:01~20:00 が延長保育です。 災害・交通機関の遅延・駐車場の混み具合等によって遅れた場合も延長料金が加算されますので、余裕をもってお迎えにお越しください。その場合の料金は左の通りです。 0歳児の延長保育は入園1ヶ月後からの受付となります。 月極延長保育は標準時間認定の方が対象です。 20:00以降の保育はございません。閉園時間を過ぎた場合は1500円/15分がかかります。	月極延長保育を新規で申し込む場合は利用する前月15日登園時までにお申し込みください。 月極延長保育を解除する場合は解除する前月の15日登園時までにご担任にお申し付けください。
	<標準時間認定スポット延長料金> 18:01~19:00 100 円/1時間 19:01~20:00 170 円/15分 <短時間認定スポット延長料金> 7:00~7:59 100 円/1時間 16:01~17:00 100 円/1時間 17:01~19:00 170 円/15分 19:01~20:00 500 円/15分		延長保育をスポットで利用する場合は、コドモン・登降園時・電話等で事前にお知らせください。

2、給食料金

給食	3～5歳児 5,600円/月 (主食・副食・おやつ含む)	土曜日は別途280円/日かかります。 給食費免除対象者は土曜日でも免除になります。 アレルギー除去食も一律料金です。	
補食	50円/1食	18:45の時点で保育をしている、夕食以外のお子様へ補食を提供します。 離乳食のお子様への補食の提供はございません。	
夕食	200円/1食 (おにぎり、みそ汁)	18:45に手作りで提供します。 離乳食のお子様につきましては前日の17:00までにお申し込み頂き、レトルトの物を当日の登園時にご持参し、登園時に受入れの職員へ手渡ししてください。(夕食代はかかりません。) 夕食を提供する場合、補食はありません。	前日の17:00までにお申し込み頂き、夕食申込書をご提出ください。 前日の17:00を過ぎてからのキャンセルにつきましては、料金は請求させていただきます。

3、その他経費

手ぶら登園定額 (0～2歳児)	エプロン・口拭き定額サービス	877円/月 (税込み)
	紙オムツ定額サービス (トイレトレーニング終了後は順次解除可)	2,508/月 (税込み)
紙オムツ処理代	紙オムツ使用児のみ	300円/月
保育用品	保育用品注文書参照	実費
その他	卒園アルバム・芋代 (芋ほり遠足: 4, 5歳児のみ)	実費

- ・翌月の月初に料金の請求をいたします (20日にコードモンにて自動引き落としで集金)。
 - ・引き落としが出来なかった場合は翌月併徴してのお引き落としになります。
- ※請求後に口座残高を必ずご確認ください。